

春日部市市営住宅条例の一部を改正する条例

春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号（以下「改正前の項等」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項等を当該改正後の項等とする。
- (2) 次の表中、改正後の項等に対応する改正前の項等が存在しない場合にあつては、当該改正後の項等を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条</p> <p>(1)</p> <p>カ <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者</p> <p>(入居予定者の選定の特例)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当する者</p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する<u>配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子</u>で、現に20歳未満の児童を扶養している者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(入居の承認等)</p> <p>第10条</p> <p>4 市長は、借上げに係る市営住宅について第1項の承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条</p> <p>(1)</p> <p>カ <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者</p> <p>(入居予定者の選定の特例)</p> <p>第8条</p> <p>(1) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する<u>女子</u>で、現に20歳未満の児童を扶養している者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(入居の承認等)</p> <p>第10条</p>

<p>通知するものとする。</p>	
<p>5 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>7 市長は、入居権利者が<u>第5項</u>の規定に違反して入居しないときは、第1項の承認を取り消すことができる。 (入居権利者の地位の承継の承認等)</p>	<p>6 市長は、入居権利者が<u>第4項</u>の規定に違反して入居しないときは、第1項の承認を取り消すことができる。 (入居権利者の地位の承継の承認等)</p>
<p>第11条の2</p>	<p>第11条の2</p>
<p>2</p>	<p>2</p>
<p>(4)</p>	<p>(4)</p>
<p>イ</p>	<p>イ</p>
<p>(イ) 第8条第1項<u>第4号</u>ア又はイに規定する者 (期限付入居の承認等)</p>	<p>(イ) 第8条第1項<u>第3号</u>ア又はイに規定する者 (期限付入居の承認等)</p>
<p>第11条の3</p>	<p>第11条の3</p>
<p>(1) 第8条第1号、<u>第2号、第6号若しくは第7号</u>に該当する入居申込者又は同条<u>第8号</u>に該当する入居申込者のうち規則で定めるものを同条の規定により定める戸数の全部又は一部の市営住宅に入居させるとき。</p>	<p>(1) 第8条第1号、<u>第5号若しくは第6号</u>に該当する入居申込者又は同条<u>第7号</u>に該当する入居申込者のうち規則で定めるものを同条の規定により定める戸数の全部又は一部の市営住宅に入居させるとき。</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。